九州地区国立大学間連携事業教育系・文系論文集投稿要領

（平成１９年４月２５日制定）

（趣旨）

第１条　この要領は、九州地区国立大学間連携事業教育系・文系論文集発行要項第９条の規定により、論文投稿について必要な事項を定める。

（種類）

第２条　投稿の種類は、和文又は外国語とする。

（版組）

第３条　Ａ４版を原則とし、当分の間は、各大学で定めた投稿基準に基づくものとする。

（投稿内容の制限）

第４条　投稿原稿の内容については、ページ数等の制限はしないものとする。

（編集要件）

第５条　編集は電子媒体とするため、機関リポジトリが稼働していない大学においては、掲載する論文集を複写した電子媒体により、編集委員会の委員長が属する担当大学へ送付するものとする。

（締切り及び発行）

第６条　投稿の締切り及び発行の期日は、原則として以下のとおりとする。

(1) 第１号　原稿締切　５月３０日
　　発行　　９月３０日

(2) 第２号　原稿締切　１１月３０日
　　発行　　３月３１日

（投稿基準）

第７条　九州地区の国立大学間連携事業に伴う教育系・文系論文集（以下「九州地区連携事業論文集」という。）に投稿できる論文は次に掲げるとおりとする。

(1) 九州地区連携事業論文集に論文を投稿する者（以下「投稿者」という。）が、その主要な部分を執筆した論文

(2) 投稿者に対して論文掲載に係る掲載料等を支払う必要がない論文

（投稿の制限）

第８条　次に掲げる論文は、投稿できない。

(1) 捏造、改ざん又は盗用により執筆された論文

(2) 既発表論文及び九州地区連携事業論文集以外の学術雑誌等に投稿中である論文

(3) 不適切なオーサーシップによる論文

(4) 利益相反が生じている、又は生じる可能性がある論文

２　投稿者が前項に規定する論文を投稿したことにより、損害を与えた場合は、投稿者はその損害を賠償する責めを負わなければならない。

（細目）

第９条　この要領に定めるもののほか、九州地区国立大学間連携事業論文集の投稿に関する必要な細目は、編集委員会が定める。

附　則

この要領は、平成１９年４月２５日から実施する。

附　則（平成２５年１０月９日改正）

この要領は、平成２６年４月１日から実施する。

附　則（令和元年１０月１６日改正）

この要領は、令和元年１０月１６日から実施する。